

第121回

顧問先様限定 税務会計セミナー 電子取引に係る 改正電子帳簿保存法への対応

主催

 あいわ税理士法人
AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存制度の事前申請が不要になるなどの大幅な改正がありました。その中でも「全ての」企業において対応が必要になるのが、令和4年1月1日以後の「電子取引」に関する電子データでの保存です。既に対応を検討している会社もあるかと思いますが、対応に頭を悩ませている経営者・経理責任者の方も多いようです。そこで、改正電子帳簿保存法の制度概要と、施行まで2ヶ月となった今からでもできる「電子取引」に関する書類の電子データでの保存方法を中心に解説いたします。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、当面の間、Web配信による開催とさせていただきます。

配信日時

令和3年
10月22日(金) 17:00～配信開始

※ 視聴可能期間は、開始より2週間です

解説予定内容

- 改正電子帳簿保存法の概要
 - 「電子取引」に関する改正
 - 改正電子帳簿保存法の対応だけでは足りない？
- 「電子取引」に関する改正の詳細解説
 - 保存要件とは
 - 検索要件とは
 - システム導入の判断
 - 業務フロー等の見直しポイント
- 保存要件を満たしていない場合は、青色申告の承認取消しなのか？ etc

受講料

無料

※ 顧問先様限定で受講できます

講師

あいわ税理士法人
情報戦略室 室長／税理士
情報処理安全確保支援士(000318)

田口 浩志
たぐち ひろし



東京国税局に採用後、法人税を中心とした調査事務に24年間携わり、農業や漁業の一次産業から、銀座の料飲食店、国際取引、ネット取引など幅広い業種の税務調査を数百件経験している。

税理士登録後は、調査官時代の経験と情報処理に関する知識・経験を基にした業務フローの改善提案や電子帳簿保存に関する助言、情報セキュリティに関するセミナーなどを行っている。

- 税務研究会セミナー
「情報セキュリティの基本／DXとセキュリティ」
「情報セキュリティの基本／情報セキュリティとは」 など

お申込

**申込
期限**

令和3年
10月15日(金)

弊社Webサイトのセミナーページ
よりお申込み下さい

あいわ税理士 セミナー 検索

www.aiwa-tax.or.jp/seminar

お申込みは
コチラから



※ お申込期限後、お申し込み時に入力されたメールアドレス宛に配信URLをお送りします。